

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	株式会社 Panda kids	種別	放課後デイサービス
代表者	方 沛強	管理者	三浦 友幸
所在地	神奈川県横浜市神 奈川区西寺尾 1-18-7 CMA 西 寺尾 2F	電話番号	045-633-1597

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針	1
(2) 推進体制	1
(3) リスクの把握	1
① ハザードマップなどの確認	1
② 被災想定	2
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	3
① 研修・訓練の実施	3
② BCPの検証・見直し	3
2. 平常時の対応	3
(1) 建物・設備の安全対策	3
① 人が常駐する場所の耐震措置	3
② 設備の耐震措置	3
③ 水害対策	3
④ 雪害対策	4
(2) 電気が止まった場合の対策	4
(3) ガスが止まった場合の対策	4
(4) 水道が止まった場合の対策	4
① 飲料水	4
② 生活用水	4
(5) 通信が麻痺した場合の対策	4
(6) システムが停止した場合の対策	5
(7) 衛生面(トイレ等)の対策	5
① トイレ対策	5
② 汚物対策	5
(8) 必要品の備蓄	5
(9) 資金手当て	5
3. 緊急時の対応	6
(1) BCP発動基準	6
(2) 行動基準	6
(3) 対応体制	8
(4) 対応拠点	8
(5) 安否確認	8
① 利用者の安否確認	8
② 職員の安否確認	9
(6) 職員の参集基準	9

(7) 施設内外での避難場所・避難方法	10
(8) 重要業務の継続.....	11
(9) 職員の管理	11
① 休憩・宿泊場所	11
② 勤務シフト.....	11
(10) 復旧対応	12
① 破損個所の確認.....	12
② 業者連絡先一覧の整備	12
③ 情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)	12
4. 他施設との連携.....	12
(1) 連携体制の構築	12
① 連携先との協議.....	12
② 連携協定書の締結.....	13
③ 地域のネットワーク等の構築・参画.....	14
(2) 連携対応	14
① 事前準備.....	14
② 入所者・利用者情報の整理	14
③ 共同訓練.....	14
5. 地域との連携.....	15
(1) 被災時の職員の派遣	15
(2) 福祉避難所の運営.....	15
① 福祉避難所の指定.....	15
② 福祉避難所開設の事前準備.....	15
6.通所サービス固有事項	16

1. 総論

(1) 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害や感染症の蔓延などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

(2) 推進体制

主な役割	部署・役職	氏名	補足
統括責任	管理者	三浦 友幸	
BCP の策定及び見直し	管理者	三浦 友幸	
職員への研修・訓練の計画	管理者	三浦 友幸	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

・神奈川区防災マップ
・横浜市浸水ハザードマップ

② 被災想定

【自治体公表の被災想定(横浜市業務継続計画(BCP)【地震編】－平成29年度修正版－より)】

地震【想定地震は、防災計画が想定する大規模地震のうち、主に市域における被害が最も甚大と想定される「元禄型関東地震」とする。

震度6弱の揺れが想定。その他の地域は震度5弱以下と想定される。

◎都市基盤施設等への被害想定

① 一般道路

・液状化等により道路が部分的に亀裂、陥没が想定される。

また、法肩の崩壊やがけ崩れによる道路の被害が想定される。

・市内の家屋が密集した地域の幅員15m以下の道路では、沿道の火災、建物の崩壊、落下物などにより通行困難となる。

② 上屋等

・建築物の柱や梁には亀裂を生じ、耐震性の低い建物では、破壊するものがある。

③ 緑地等

・液状化が発生するおそれがあり、表面の復旧は容易であるが、接続する臨港道路の街路灯、マンホール、地中管路の復旧に日時を要する。

◎ライフラインへの被害想定

① 上水道…約25%

② 下水道…約4.1%

③ 電信電話…約3%

④ 電力…約16%

【自施設で想定される影響】

	当日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目
電力	自家発電機 →		復旧 →						
飲料水	備蓄を使用 →								
生活用水	備蓄の簡易トイレを使用 →				復旧 →				
ガス	備蓄のカセットコンロを使用し復旧を待つ →								
携帯電話	復旧待ち →			復旧 →					
メール	復旧待ち →			復旧 →					

(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

・訓練の方針と概要について

事業所での非難は、施設利用時の被災を想定することになるので、避難行動については限定的なものになるが、第一に利用児童の生命の安全を最優先にした訓練を行うようにする。

避難訓練の実施について

年 2 回

9月・2月

② BCPの検証・見直し

災害対策委員会は、職員から業務継続計画(BCP)について改善すべき事項について意見を聞くこととし、その内容を災害対策委員会の議論に反映する。

平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物		新耐震基準設計のもの

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
ロッカー等の設備	転倒防止の対策を行う。	
消火器等の設備	設備点検と設置場所の確認を行う。	
避難経路の確保	避難の妨げになるものを置かない。	

③ 水害対策

対象	対応策	備考
施設周辺	浸水の危険性を定期的に確認する	
建物周辺	外壁等のひび割れや欠損等を定期的に確認する。	
暴風について	危険性のある個所がないか定期的に確認する。	

④ 雪害対策

対象	対応策	備考
急な積雪 道路の凍結	タイヤチェーンの購入検討	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
発電機	事業所内に保管
冷蔵庫、冷凍庫	夏場は暑さ対策として保冷剤等用意
暖房機器	毛布、タオルなど

(3) ガスが止まった場合の対策

ガス利用なし	

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

職員と利用者数×2L×1 日分の飲料水を確保し、保存期間に留意。

② 生活用水

手洗い用の水が不足することを想定してアルコールスプレーや除菌ティッシュを活用。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

- ・固定電話 1 台
- ・事業所の携帯電話 4 台
- ・職員個人の携帯電話
- ・バッテリーの購入検討

(6) システムが停止した場合の対策

ノート PC とプリンターの電源を確保できれば、業務上問題ない。
電源が確保できない場合は口頭で当日の様子を伝え、後日データをアップする。
重要書類は紙媒体で保管。

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

① トイレ対策

【利用者】

- ・簡易トイレ及び消臭固定剤を備蓄しておく。
- ・電気、水道が止まった場合
 - (1) 速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、利用する。
 - (2) 排泄物や使用済みおむつなど、所定のごみ置き場へ破棄する。
 - (3) 汚物には、消臭固形剤を使用する。

【職員】

- ・利用者とは別に、職員の簡易トイレ、生理用品を備蓄しておく。
- ・電気、水道が止まった場合は、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、利用する。
- ・その他、利用者に準ずる。

② 汚物対策

排泄物などは、ビニール袋に入れて消臭固形剤を使用して密閉し、利用者の出入りのない空間へ衛生面に留意して隔離、保管しておく。消臭固形剤を使用した汚物は、燃えるごみとして処理が可能である。

(8) 必要品の備蓄(別紙参照)

(9) 資金手当て

- ・火災保険
- ・小口現金 3万円

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

【地震による発動基準】

横浜市周辺において、震度6以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱を総合的に 勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示により BCP を発動し、対策本部 を設置する。

【水害による発動基準】

- ・大雨警報(土砂災害)、洪水警報が発表されたとき。
- ・台風により高潮注意報が発表されたとき。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
児童発達支援管理責任者 兼務	職員のうち社歴が長い方	職員のうち経験のある方

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

利用児童と自分の生命を守る行動を心がける。

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策(火災や建物の倒壊など)
- ③ 地域との連携
- ④ 情報発信

【平常時】 日常点検、訓練/見直し、情報交換、情報共有

↓

【直後】 命を守る行動(安全確保、避難)

↓

【当日】 二次災害対策(避難場所の確保等)

↓

【体制確保後】 事業再開

↓

【体制回復後】 通常営業・業務

↓

【完全復旧後】 評価・反省・見直し

- 連携 事業所間連携、行政、関係機関連携
- 情報発信 利用者家族安否情報、事業所情報
- 支援体制確保(人員、物資等)

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

災害時における対応体制は以下のとおりとする。

(1) 情報: 管理者

- ・行政や外部機関と連絡を取り、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、対応策を講じる。
- ・利用者家族へ利用者の状況等を連絡する。

(2) 消火: 常勤者

- ・地震発生直後は直ちに火元の点検および確認を行い、客家の防止に万全を期すとともに発火の際は消火に努める。

(3) 応急物資: 常勤者

- ・食料や飲料水の確保に努める

(4) 安全指導: 常勤者

利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。管理者の指示に応じて利用するあの避難誘導を行う。

(5) 救護: 常勤者

- ・負傷者の救出、応急手当および病院等への搬送を行う。

(5) 地域の観察: 管理者

- ・地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受け入れ態勢の整備、対応を行う。

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
事務室		

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

教室利用時は室内で安否確認ができるため心配ないが、戸外活動時の被災については、現地到着時に対応方法の打ち合わせを行うこととする。

【医療機関への搬送方法】

被災時は救急車の出動については困難が予想されるため、教室の送迎者にて搬送するが事前に受け入れ先の状態を確認して、対応することが望ましい。

② 職員の安否確認

【施設内】

教室利用時は室内で安否確認ができるため心配ないが、戸外活動時の被災については、現地到着時に対応方法の打ち合わせを行うこととする。

【自宅等】

自宅等で被災した場合(自地域で震度 5 強以上)は、①電話、②SNS、③災害用伝言ダイヤルで、事業所に自身の安否情報を報告する。報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

(1)震度 5 強以上の揺れが発生した場合は、職員から事業所に連絡をとり、30 分以上連絡が取れない場合は、安全を確保しながら参集する。

(2)自らまたは家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は、参集しなくてよい。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	玄関前スペース	
避難方法	・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・避難場所を大声で周知しながら、集合する。 ・天井からの落下物に留意する。 ・避難時は極力、靴を履く。	

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	西寺尾第二小学校	神之木地域ケアプラザ
避難方法	・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された人がいないか、大声で確認しながら避難する。 ・避難時持ち出し袋を忘れずに。	・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された人がいないか、大声で確認しながら避難する。 ・避難時持ち出し袋を忘れずに。

(8) 重要業務の継続

経過目安	発生当日	発生後 1 日	発生後 2 日	発生後 3 日
出勤率	40%	40%	60%	80%
在庫量	100%	80%	60%	在庫正常
業務基準	利用者・職員の安全確認、安全な引き渡し	安全と生命を守るための必要最低限(待機児童がいる場合)の行動及び業務	ほぼ通常、一部減少・休止	ほぼ通常、一部減少・休止

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
通常と同様	休憩室及び各仕切られたスペースなど

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

震災発生後に職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性はないが、参集した職員の人数により、なるべく職員の体調及び負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフトは柔軟に取り扱うこととする。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

<建物・設備の被害点検>			
対象		状況(いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
室内	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
清水商事本店	045-431-6636	復旧業務全般

③ 情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

災害による被害の状況や復旧の進捗度合いなどは、ホームページや HUG システム等を利用して情報発信する。

公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては慎重に精査すること

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

ハッピーキッズグループ教室間での連携強化

・人的支援(職員の施設間派遣など)・物的支援(不足物資の援助、搬送など)

② 連携協定書の締結

グループ教室のため連携協定書はない。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関(協力医療機関等)】

医療機関名	連絡先	連携内容
中村医院	045-401-3140	利用者の症状の急変等に対応

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
横浜市こども青少年局こども保健福祉部障害児福祉保健課	045-671-4279	

(2) 連携対応

① 事前準備

○事業所間連携

- ・防災研修
- ・利用者受け入れ相談
- ・相互交流

○地域交流

- ・事業所の情報発信
- ・被災時の連絡先交換

連携協定は今後検討、協議する。

② 入所者・利用者情報の整理

作成済み利用者個人ファイルを利用する。

③ 共同訓練

グループ内、各事業所と情報共有する。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

災害対策委員会で、今後検討する。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

災害対策委員会で、今後検討する。

② 福祉避難所開設の事前準備

災害対策委員会で、今後検討する。

6 通所サービス固有事項

【平時からの対応】

- (1) サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急連絡先を把握する。
- (2) 学校等と連携し、利用者への安否確認の方法を確認しておく。
- (3) 平時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関と良好な関係を築く。

【災害が予想される場合の対応】

- (1) 台風や積雪などで甚大な被害が予測される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめ基準を定めておくとともに、学校等にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。
- (2) 必要に応じてサービスの前倒し等も検討する

【災害発生時の対応】

- (1) サービスの提供を長期間休止する場合には、市障害福祉課へ確認の上必要に応じて、グループ内の他事業所を利用したサービスへの変更を検討する。
- (2) 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族等への安否状況の連絡を行う。
- (3) 利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。
- (4) 帰宅にあたって、可能であれば利用者家族等の協力を得て行う。
- (5) 帰宅が困難な利用者は、横浜市と協議の上、対応を検討する。